

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年9月12日

【発行者名】 日本リテールファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 廣 本 裕 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
常務執行役員 南 俊 一

【電話番号】 03-5293-7081

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 日本リテールファンド投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 32,955,600,000円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
5,115,600,000円

(注) 今回の一般募集は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で行う募集のため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成18年8月29日に提出した有価証券届出書（平成18年9月11日及び平成18年9月12日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項につき、平成18年9月12日開催の役員会において発行価格及び売出価格等が決定されたことにより、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行（売出）数
- (4) 発行（売出）価額の総額
- (5) 発行（売出）価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (13) 手取金の使途
- (14) その他

引受け等の概要

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 発行（売出）数
- (4) 発行（売出）価額の総額
- (5) 発行（売出）価格
- (8) 申込期間
- (11) 受渡期日

3 その他の事項

（注）上記1及び2の各「(14) その他」に記載されていない事項で記載すべき事項

(14) その他

本邦以外の地域における発行

売却・追加発行等の制限

第二部 参照情報

第1 参照書類

4 訂正報告書

_____ 罫の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(3)【発行（売出）数】

< 訂正前 >

40,000 口

(注1) 国内募集と同時に欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに定める適格機関投資家への私募のみとします。）における募集（以下「海外募集」といいます。）を予定しています。

国内募集及び海外募集（以下、併せて「本募集」といいます。）の総発行数は78,000口の予定です。上記発行数40,000口はそのうちの国内募集の予定口数で、海外募集の予定口数は38,000口です。国内募集と海外募集の発行数の最終的な内訳は総発行数78,000口の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（後記「(5) 発行（売出）価格（注2）」をご参照下さい。）に決定されます。

(注2) 後記「2 売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載の通り、国内募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、日興シティグループ証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）から6,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を、日本国内において行う場合があります。

（後 略）

< 訂正後 >

40,000 口

(注1) 国内募集と同時に欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに定める適格機関投資家への私募のみとします。）における募集（以下「海外募集」といいます。）が行われます。

国内募集及び海外募集（以下、併せて「本募集」といいます。）の総発行数は78,000口です。上記発行数40,000口はそのうちの国内募集の口数で、海外募集の口数は38,000口です。

(注2) 後記「2 売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載の通り、国内募集に当たり、国内募集とは別に、日興シティグループ証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）から借り入れる本投資証券6,000口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を、日本国内において行います。

（後 略）

(4)【発行（売出）価額の総額】

< 訂正前 >

33,200,000,000 円

(注) 後記「(14) その他 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

32,955,600,000円

(注) 後記「(14) その他 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5)【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

未定

(注1) 発行価格決定日（以下に定義されます。）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資証券の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。

(注2) 平成18年9月11日（月）から平成18年9月13日（水）までのいずれかの日に本募集における価額（発行価格）及び国内募集における申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資証券1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します（以下、かかる日を「発行価格決定日」といいます。）。

(注3) 後記「(14) その他 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。

< 訂正後 >

1口当たり852,600円

(注1)(注2)(注3)の全文削除

(8)【申込期間】

< 訂正前 >

平成18年9月14日（木）から平成18年9月19日（火）まで

(注) 申込期間は、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成18年9月5日（火）から平成18年9月13日（水）までを予定していますが、実際の発行価格決定日は、平成18年9月11日（月）から平成18年9月13日（水）までのいずれかの日を予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上げられた場合は、「平成18年9月12日（火）から平成18年9月14日（木）まで」となります。

< 訂正後 >

平成18年9月13日（水）から平成18年9月15日（金）まで

(注)の全文削除

(11)【払込期日】

< 訂正前 >

平成18年9月22日（金）

(注) 払込期日は、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成18年9月5日（火）から平成18年9月13日（水）までを予定していますが、実際の発行価格決定日は、平成18年9月11日（月）から平成18年9月13日（水）までのいずれかの日を予定しています。したがって、払込期日が最も繰り上げられた場合は、「平成18年9月20日（水）」となります。

< 訂正後 >

平成18年9月21日（木）

(注)の全文削除

(13)【手取金の使途】

< 訂正前 >

国内募集における手取金（33,200,000,000円）は、海外募集における手取金（31,540,000,000円）及び本募集と同日付をもって決議された第三者割当による手取金（上限 4,980,000,000円）と併せて、借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等に充当します。

(注1) 上記の第三者割当については、後記「2 売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し） (3) 発行（売出）数（注1）」をご参照下さい。

(注2) 上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

国内募集における手取金（32,955,600,000円）は、海外募集における手取金（31,307,820,000円）及び本募集と同日付をもって決議された第三者割当による手取金（上限 4,943,340,000円）と併せて、借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意

味を有します。以下同じです。)の取得資金等に充当します。

- (注) 上記の第三者割当については、後記「2 売出国投資証券(オーバーアロットメントによる売出し) (3) 発行(売出)数(注1)」をご参照下さい。
(注1)の番号削除及び(注2)の全文削除

(14)【その他】

引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される予定の発行価額と同額の引受価額にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受人は、払込期日に引受価額の総額を、本投資法人に払い込み、引受価額の総額と発行価格の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	未定
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	
計		40,000口

- (注1) 引受投資口数、引受けの条件及びその他国内募集に必要な条件は、発行価格決定日に決定する予定です。
(注2) 本投資法人及び三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。引受人は、かかる契約に基づき、本投資法人から委託された、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第1号)として、本投資証券の買取引受けを行います。
(注3) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。
(注4) 日興シティグループ証券株式会社及びUBS証券会社を「共同主幹事会社」といいます。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、発行価額と同額の引受価額(1口当たり823,890円)にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)(1口当たり852,600円)で募集を行います。引受人は、払込期日に引受価額の総額を、本投資法人に払い込み、引受価額の総額と発行価格の総額との差額(1口当たり28,710円)は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	26,600口
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,600口
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,200口
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	2,000口
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	1,600口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,200口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	800口

計	40,000口
---	---------

- (注1) 本投資法人及び三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、平成18年9月12日（火）に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。引受人は、かかる契約に基づき、本投資法人から委託された、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の買取引受けを行います。
- (注2) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。
- (注3) 日興シティグループ証券株式会社及びUBS証券会社を「共同主幹事会社」といいます。
- (注1)の全文削除及び(注2)(注3)(注4)の番号変更

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【発行（売出）数】

< 訂正前 >

6,000 口

- (注1) オーバーアロットメントによる売出しは、上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する国内募集に当たり、その需要状況等を助案した上で、国内募集とは別に、日興シティグループ証券株式会社が三菱商事から6,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出しです。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、日興シティグループ証券株式会社は、三菱商事から借り入れる予定の本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返済を目的として、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数（以下「上限口数」といいます。）を上限に、平成18年9月22日（金）を行使期限として、第三者割当による追加発行投資口の割当（以下「本第三者割当」といいます。）を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、本投資法人から付与される予定で、本第三者割当に関しては、平成18年8月29日（火）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しています。

日興シティグループ証券株式会社は、借入投資証券の返済を目的として、払込期日の翌営業日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、上限口数を上限として、東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、発行価格決定日の翌営業日から払込期日までの間、本投資証券について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買い付けた本投資証券を借入投資証券の返済に充当する場合があります。

なお、日興シティグループ証券株式会社は、シンジケートカバー取引により買い付けた口数及び安定操作取引で買い付けた本投資証券を借入投資証券の返済に充当する場合における当該口数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定です。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後 略）

< 訂正後 >

6,000 口

- (注1) オーバーアロットメントによる売出しは、上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する国内募集に当たり、国内募集とは別に、日興シティグループ証券株式会社が三菱商事から借り入れる本投資証券6,000口の売出しです。

これに関連して、日興シティグループ証券株式会社は、三菱商事から借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返済を目的として、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数（以下「上限口数」といいます。）を上限に、平成18年9月22日（金）を行使期限として、第三者割当による追加発行投資口の割当（以下「本第三者割当」といいます。）を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、本投資法人から付与されています。本第三者割当に関しては、平成18年8月29日（火）に有価証券届出書を、平成18年9月12日（火）に発行価格等の決定に伴う有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しています。

日興シティグループ証券株式会社は、借入投資証券の返済を目的として、払込期日の翌営業日（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）に、上限口数を上限として、東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、平成18年9月13日（水）から払込期日までの間、本投資証券について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買い付けた本投資証券を借入投資証券の返済に充当する場合があります。

なお、日興シティグループ証券株式会社は、シンジケートカバー取引により買い付けた口数及び安定操作取引で買い付けた本投資証券を借入投資証券の返済に充当する場合における当該口数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定です。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後 略)

(4) 【発行（売出）価額の総額】

< 訂正前 >

5,160,000,000 円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

5,115,600,000 円

(注)の全文削除

(5) 【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 上記売出価格については、国内募集の発行価格と同一とします。

< 訂正後 >

1口当たり852,600円

(注)の全文削除

(8) 【申込期間】

< 訂正前 >

平成 18 年 9 月 14 日（木）から平成 18 年 9 月 19 日（火）まで

(注) 上記申込期間については、国内募集の申込期間と同一とします。上記申込期間が繰り上げられる可能性があることにつき、上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(8) 申込期間」をご参照下さい。

< 訂正後 >

平成18年9月13日（水）から平成18年9月15日（金）まで

(注)の全文削除

(11) 【受渡期日】

< 訂正前 >

平成 18 年 9 月 25 日（月）

(注) 上記受渡期日については、上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(11) 払込期日」に記載の国内募集の払込期日の翌営業日とします。国内募集の払込期日が繰り上がり、その結果上記受渡期日が繰り上げられる可能性があることにつき、上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(11) 払込期日」をご参照下さい。

< 訂正後 >

平成18年9月22日（金）

(注)の全文削除

3 【その他の事項】

(注)上記1及び2の各「(14) その他」に記載されていない事項で記載すべき事項

(14) 【その他】

本邦以外の地域における発行

< 訂正前 >

(イ) 海外募集

上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（3）発行（売出）数（注1）」に記載の通り、国内募集と同時に、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに定める適格機関投資家への私募のみとします。）における海外募集を予定しています。シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（Citigroup Global Markets Limited）及びユービーエス・リミテッド（UBS Limited）は、共同主幹事引受会社として、発行価格決定日付で本投資法人及び資産運用会社との間で、International Purchase Agreement を締結して、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の海外募集を買取引受けにより行う予定です。

(ロ) 海外募集の概要

a. 海外募集にかかる発行数

38,000 口

(注) 海外募集にかかる発行数は、今後変更される可能性があります。なお、国内募集及び海外募集の総発行数は78,000口の予定であり、その内訳は、国内募集40,000口、海外募集38,000口を目標に行う方針ですが、最終的な内訳は、総発行数78,000口の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日に決定されます。

b. 海外募集にかかる発行価額の総額

31,540,000,000 円

(注) 海外募集にかかる発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。なお、国内募集及び海外募集における投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内募集における本投資証券の発行価額の総額が占める割合は、100分の50を超えるものとします。

（後 略）

< 訂正後 >

(イ) 海外募集

上記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（3）発行（売出）数（注1）」に記載の通り、国内募集と同時に、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに定める適格機関投資家への私募のみとします。）における海外募集を行います。シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（Citigroup Global Markets Limited）及びユービーエス・リミテッド（UBS Limited）は、共同主幹事引受会社として、平成18年9月12日（火）付で本投資法人及び資産運用会社との間で、International Purchase Agreement を締結し、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の海外募集を買取引受けにより行います。

(ロ) 海外募集の概要

a. 海外募集にかかる発行数

38,000 口

(注)の全文削除

b. 海外募集にかかる発行価額の総額

31,307,820,000 円

(注)の全文削除

（後 略）

売却・追加発行等の制限

< 訂正前 >

（前 略）

(ロ) 本募集に関し、本投資法人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、受渡期日から90日間、投資口の追加発行（ただし、本第三者割当による追加発行を除きます。）等を行わないことに合意する予定です。なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

< 訂正後 >

(前 略)

(ロ) 本募集に関し、本投資法人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、受渡期日から90日間、投資口の追加発行(ただし、本第三者割当による追加発行を除きます。)等を行わないことに合意しています。なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

4【訂正報告書】

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

訂正報告書(上記3の臨時報告書の訂正報告書)を平成18年9月12日に関東財務局長に提出